

(3) 第2回ワークショップ

タウンウォッチングでの意見を踏まえ設定したバリアフリー基本構想（骨子案）について、意見交換を行いました。

日 時：平成26年12月20日（土）14:00～16:00

会 場：安佐南区総合福祉センター 6階 大会議室

参加者：21名（介助者の方5名を含む） ※2班に分けて実施



主な意見：

ア JR安芸長束駅周辺地区

(ア) 重点整備地区の区域及び生活関連施設・生活関連経路について

- 広島市信用組合を生活関連施設に位置付けて欲しい。
- 長束保育所を生活関連施設に位置付けて欲しい。

(イ) 重点整備地区における移動等円滑化に関する整備方針について

- バリアフリー化の必要性を理解してもらうために、バリアフリー教育や啓発活動は大切である。

(ウ) 実施すべき事業とその他事業について

- 安芸長束駅に新設されるホームは、車椅子が利用しやすい幅を確保して欲しい。
- 車椅子が通れるように幅の広い自動改札の整備をして欲しい。
- 安芸長束駅へのアプローチのための駐車スペースを取って欲しい。
- 芦田屋踏切を拡幅して欲しい。
- 車椅子の乗降時のバスの操作が速やかに出来るよう、社員教育・訓練をして欲しい。
- 車椅子が乗車できる低床バスの運行時刻が分かれば利用しやすい。
- 安芸長束駅からフレスタまでの経路において歩道と車道の段差を解消して欲しい。
- 大師橋東詰交差点付近の道路が狭いため、大師橋東詰交差点の改良をし

て欲しい。

- 新安川沿いの歩行者用通路の整備を早く実施して欲しい。
- 低床バスのスロープを設置しやすいよう、県道のバス停を広げて欲しい。

(エ) その他

- 避難場所となっている長束小学校や長束集会所には昇降機がないため、整備して欲しい。
- 長束集会所に障害者対応トイレを設置して欲しい。
- 生活避難場所となっている施設は、空調の整備をしてほしい。
- 大師橋東詰交差点から長束駅入口交差点間において、朝の通学時間帯は歩行者優先に交通規制して欲しい。

など、基本構想（骨子案）に限らず、様々な意見がありました。

イ JR古市橋駅周辺地区

(ア) 重点整備地区の区域及び生活関連施設・生活関連経路について

- 安川緑道を生活関連経路に位置付けて欲しい。

(イ) 重点整備地区における移動等円滑化に関する整備方針について

- バリアフリー化の必要性を理解してもらうために、バリアフリー教育や啓発活動は大切である。

(ウ) 実施すべき事業とその他事業について

- 古市橋駅のトイレのバリアフリー化を早急にすべきである。
- 古市橋駅西側へ出られるように改札を整備して欲しい。
- 古市橋駅周辺に違法駐車が多いので、排除する対策を講じて欲しい。
- 古市橋駅前の交差点部の歩道が狭い。信号待ちの待機スペースが欲しい。
- 視覚障害者の方と並んで歩けるよう国道183号の歩道を拡幅して欲しい。
- 古市橋駅から安佐南総合福祉センターまでの経路に点字ブロックを設置して欲しい。
- 国道183号から生活支援センターあさみなみまでの道路において、沿道の出入りのために歩道の横断勾配がきつく、歩きづらいので改善して欲しい。
- 側溝の蓋が鉄板や目の粗いグレーチングだと、視覚障害者用の杖が引っ掛かり、歩きにくいので改良して欲しい。

(エ) その他

- 古市橋駅前の交差点は通学路であり、青信号が短く、児童が渡れないため、通学時間帯の信号サイクルを検討して欲しい。

など、基本構想（骨子案）に限らず、様々な意見がありました。

配布資料 バリアフリー基本構想（骨子案）

基本構想骨子案の内容（JR安芸長束駅周辺地区）

- 1 重点整備地区の区域及び生活関連施設・生活関連経路（別図参照）**
- (1) 重点整備地区の区域
 - ア 駅施設を中心とし、高齢者や障害者の方々が徒歩で利用する生活関連施設を含む区域であり、バリアフリー化を推進する必要性が高く、地区外より優先すべき地区
 - イ 地区の境界は、道路、丁目界・街区界等
 - (2) 生活関連施設

高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設で、主として、高齢者や障害者等が日常的に利用する施設であること、高齢者や障害者等のほか、常に様々な人が利用すると見込まれる施設であることなどを満たす施設
 - (3) 生活関連経路

移動円滑化のための事業が重点的に実施される必要がある生活施設相互間の経路

基本構想骨子案の内容（JR安芸長束駅周辺地区）

- 2 重点整備地区における移動等円滑化に関する整備方針**
- (1) 公共交通機関のバリアフリー化の推進
 - ア 旅客施設の整備
移動の円滑化、適切な案内表示、設備の改善
 - イ 低床車両の導入
バリアフリー化された車両の導入
 - ウ 社員教育の実施
バリアフリー対応に関する社員教育・訓練及び実践
 - (2) 歩行空間のバリアフリー化の推進
 - ア 歩道・道路の整備
バリアフリー化された道路・歩道の整備、歩道上の放置自転車等不法看板の除去
 - イ 横断歩道設置箇所の改良等
信号機の改良、歩車道の段差等の解消
 - (3) 心のバリアフリー化の推進
 - ア 市民意識の高揚
 - イ 広報・啓発活動の充実
 - ウ バリアフリー教育の充実

基本構想骨子案の内容（JR安芸長束駅周辺地区）

- 3 実施すべき特定事業とその他の事業**
- (1) 公共交通特定事業
 - ア JR安芸長束駅
 - (ア) 改札口から各ホームに通ずる経路の改良
 - (イ) 視覚障害者誘導用ブロックの改良
 - (ウ) 障害者対応トイレの設置
 - (エ) 文字等による列車接近案内設備の整備
 - (オ) 音声・音響案内装置の設置
 - (カ) バリアフリー対応に関する社員教育・訓練及び実践
 - イ バス
 - (ア) 低床車両の導入
 - (イ) バリアフリー対応に関する社員教育・訓練及び実践
 - (2) 交通安全特定事業
 - ア 生活関連経路上の違法駐車行為の取締り強化及び防止のための広報活動・啓発活動等の実施

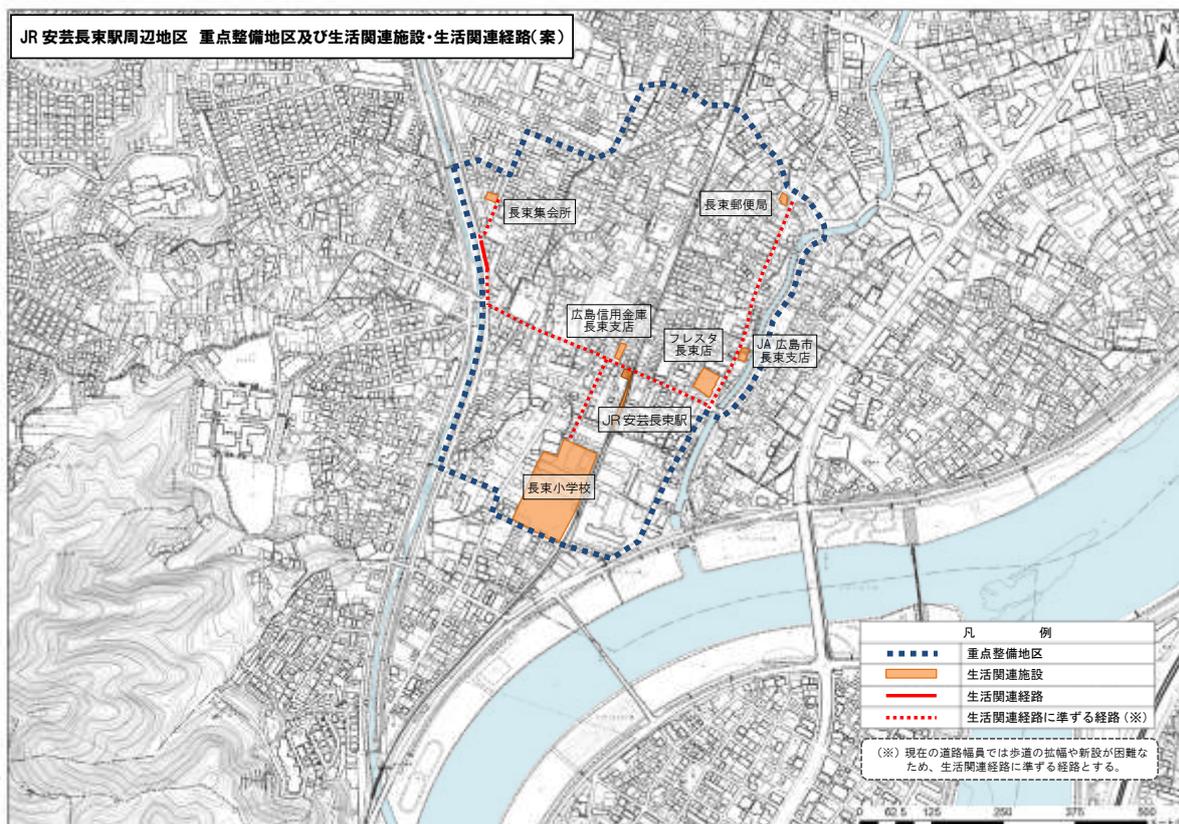
基本構想骨子案の内容（JR安芸長束駅周辺地区）

- 3 実施すべき特定事業とその他の事業**
- (3) その他の事業
 - ア 歩道等
 - (ア) 放置自転車の撤去・指導等の実施
 - (イ) 不法看板等の撤去・指導等の実施
 - イ 生活関連経路に準ずる経路

生活関連経路に位置付けて平成32年までに幅員2mの歩道を全線に整備することは困難であるが、生活関連経路と同様にバリアフリー化が望まれる経路であるため、対応可能な箇所については、生活関連経路に準じ、以下のバリアフリー化整備を行う。

 - (ア) 視覚障害者誘導用ブロックの設置
 - (イ) 歩車道境界の段差や勾配の改良
 - (ウ) 歩道の凸凹や勾配等の改良
 - (エ) 路面の凸凹や段差等の改良
 - (オ) バリアフリー化に資する信号機の改良・高度化
 - ウ 歩行者用通路の検討（新安芸川河川区域の活用）

JR安芸長束駅周辺地区 重点整備地区及び生活関連施設・生活関連経路(案)



配布資料 バリアフリー基本構想（骨子案）

基本構想骨子案の内容（JR古市橋周辺地区）

- 1 重点整備地区の区域及び生活関連施設・生活関連経路（別図参照）**
- (1) 重点整備地区の区域
 - ア 駅施設を中心とし、高齢者や障害者の方々が徒歩で利用する生活関連施設を含む区域であり、バリアフリー化を推進する必要性が高く、地区外より優先すべき地区
 - イ 地区の境界は、道路、丁目界・街区界等
 - (2) 生活関連施設
 - 高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設で、主として、高齢者や障害者等が日常的に利用する施設であること、高齢者や障害者等のほか、常に様々な人が利用すると見込まれる施設であることなどを満たす施設
 - (3) 生活関連経路
 - 移動円滑化のための事業が重点的に実施される必要がある生活施設相互間の経路

基本構想骨子案の内容（JR古市橋周辺地区）

- 2 重点整備地区における移動等円滑化に関する整備方針**
- (1) 公共交通機関のバリアフリー化の推進
 - ア 旅客施設の整備
移動の円滑化、適切な案内表示、設備の改善
 - イ 低床車両の導入
バリアフリー化された車両の導入
 - ウ 社員教育の実施
バリアフリー対応に関する社員教育・訓練及び実践
 - (2) 歩行空間のバリアフリー化の推進
 - ア 歩道・道路の整備
バリアフリー化された道路・歩道の整備、歩道上の放置自転車等不法看板の除去
 - イ 横断歩道設置箇所の改良等
信号機の改良、歩車道の段差等の解消
 - (3) 心のバリアフリー化の推進
 - ア 市民意識の高揚
 - イ 広報・啓発活動の充実
 - ウ バリアフリー教育の充実

基本構想骨子案の内容（JR古市橋周辺地区）

- 3 実施すべき特定事業とその他の事業**
- (1) 公共交通特定事業
 - ア JR古市橋駅
 - (ア) 改札口から各ホームに通ずる経路の改良
 - (イ) 視覚障害者誘導用ブロックの改良
 - (ウ) 障害者対応トイレの設置
 - (エ) 文字等による列車接近案内設備の整備
 - (オ) 音声・音響案内装置の設置
 - (カ) バリアフリー対応に関する社員教育・訓練及び実践
 - イ バス
 - (ア) 低床車両の導入
 - (イ) バリアフリー対応に関する社員教育・訓練及び実践
 - (2) 交通安全特定事業
 - ア 生活関連経路上の違法駐車行為の取締り強化及び防止のための広報活動・啓発活動等の実施

基本構想骨子案の内容（JR古市橋周辺地区）

- 3 実施すべき特定事業とその他の事業**
- (3) その他の事業
 - ア 歩道等
 - (ア) 放置自転車の撤去・指導等の実施
 - (イ) 不法看板等の撤去・指導等の実施
 - イ 生活関連経路に準ずる経路
 - 生活関連経路に位置付けて平成32年までに幅員2mの歩道を全線に整備することは困難であるが、生活関連経路と同様にバリアフリー化が望まれる経路であるため、対応可能な箇所については、生活関連経路に準じ、以下のバリアフリー化整備を行う。
 - (ア) 視覚障害者誘導用ブロックの設置
 - (イ) 歩車道境界の段差や勾配の改良
 - (ウ) 歩道の凸凹や勾配等の改良
 - (エ) 路面の凸凹や段差等の改良
 - (オ) バリアフリー化に資する信号機の改良・高度化

